



2024年12月24日

各 位

会 社 名 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 大谷 利興
コ ー ド 3779
問合せ先 業務管理統括本部 部長 丸山 博之
(電話 03-5114-0761)

(開示事項の経過) 連結子会社における控訴棄却に関するお知らせ

当社の連結子会社であるSmartcon inc. は、2024年7月5日付「(開示事項の経過) 連結子会社における控訴の提起に関するお知らせ」にて公表しておりますSmartcon Inc. が控訴を提起いたしました損害賠償請求訴訟(以下、「本訴」といいます。)につきまして、2024年12月19日にソウル高等裁判所より控訴を棄却する判決が言い渡され、本日正本を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本訴の概要

(1) 控訴の提起を行った裁判所及び年月日

裁判所：ソウル高等裁

判決年月日：2024年7月5日

(2) 控訴を提起したもの(原告)

①名 称：Smartcon inc.

②住 所：大韓民国ソウル市江南区カロスギル 85

③代表者：代表理事 尹 喜重、大谷 利興

(3) 控訴を提起した相手(被告)

①名 称：株式会社Iron motors (韓国法人)

②住 所：122 Bongyang-ro, Masanhoewon-gu, Changwon-si, Gyeongsangnam-do,
Republic of Korea

③代表者：代表理事 キム・ミンギョ

2. 判決に至るまでの経緯

Smartcon Inc. は、2023年6月2日付「連結子会社における債権の取立不能又は取立遅延のおそれ」で公表し、「(開示事項の経過) 連結子会社における訴訟提起及び仮差押えの決定に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、株式会社 Iron motors (韓国法人) との間でデジタル商品券の取引を開始いたしました。これは同社担当者の不正取引の可能性があるものであり、2023年5月までのデジタル商品券に対して取立不能又は取立遅延のおそれが生じているため、同社及び担当者に対して損害賠償訴訟を提起しておりました。当該訴訟に対して2024年6月25日付「(開示事項の経過) 連結子会社における訴訟判決に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり判決が下されましたが、株式会社 Iron motors (韓国法人) への請求が棄却される内容であったため、当該判決を不服とし、2024年7月5日付「(開示事項の経過) 連結子会社における控訴の提起に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり控訴を提起しておりました。

3. 判決の要旨

- (1) 原告の控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は原告が負担する。

4. 今後の見通し

今後に関しましては、Smartcon inc. とも協議の上、上告については行わない予定です。また、本訴に関しましては回収可能性を検討した上で全額に対して貸倒引当金を計上済みです。今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上